

## 宮城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、宮城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、自立支援資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

### (貸付けの対象)

第2 要綱第4第1号及び第2号の「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない、又は保護者等がいる場合であっても養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいうものであること。

2 要綱第4第1号の「進学者」には次の者が含まれるものであること。

一 大学等への進学を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者及び大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者

二 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が事業を開始した日に大学等に在学し、かつ正規の修学年数の範囲内にある者

3 要綱第4第2号の「就職者」には、県社協が事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものであること。

4 次の者は、自立支援貸付の対象にならないこと。

一 措置費の支弁対象になっている者（資格取得希望者を除く。）

二 児童養護施設等を退所し、又は里親等への委託が解除された後、一定期間経過後に進学し、又は就職した者

### (貸付けの期間及び貸付額)

第3 要綱第5の表の「大学等に在学する期間」は正規の就学期間であるが、病気等により休学するなど真にやむを得ない事情によって留年した期間も含むものであること。

2 大学院への在籍期間は、正規の就学期間には入らないこと。

3 要綱第5の表の資格取得等特別加算費の支弁の有無については、第4第1項の自立支援資金貸付申込書で確認を行うほか、自立支援資金の貸付けを希望する者（以下「貸付希望者」という。）へ措置費の支弁を行う次の機関へ確認を行うこととする。

一 県の措置児童

イ 児童養護施設等、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び児童自立生活援助事業所 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

ロ 里親 各児童相談所

二 仙台市の措置児童 仙台市子供未来局子供家庭支援課

(貸付けの申請手続)

第4 貸付希望者は、次に掲げる事項を記載した自立支援資金貸付申込書(様式第1号)を県社協の会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

- 一 貸付希望者及びその保護者の住所、氏名及び生年月日
  - 二 希望する自立支援資金の種類
  - 三 希望する自立支援資金の額
  - 四 要綱第4第1号に規定する進学者にあつては進学先、要綱第4第2号に規定する就職者にあつては就職先、要綱第4第3号に規定する資格取得希望者にあつては資格の種類
  - 五 連帯保証人の住所、氏名及び生年月日(連帯保証人を立てることができない場合には、その理由)
  - 六 資格取得等特別加算費の受給の有無
  - 七 「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」理由
  - 八 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項
- 2 貸付希望者の法定代理人は、自立支援資金貸付申込書に、貸付けに同意する旨の記載と署名を行うものとする。ただし、法定代理人の同意が得られない場合には、貸付希望者は、自立支援資金貸付申込書にその理由を記入するものとし、また、施設長等意見書(様式第2号)(原則として、児童養護施設等の入所児童の場合は施設長、里親等への委託児童の場合は委託をした児童相談所長の記入のあるもの)を添付するものとする。
- 3 自立支援資金貸付申込書には、貸付希望者、その保護者及び連帯保証人の世帯全員の住民票(本籍の記載のあるもの)の写し並びにアパート等の賃貸借契約書の写し並びに進学者にあつては大学等合格通知書(すでに在学している者にあつては在学期間証明書)の写し、就職者にあつては雇用通知書等の写し(すでに就職している者にあつては業務従事期間証明書(様式第3号)、医療費追加分については医療費等の領収書の写しを添付しなければならない。

(貸付けの決定等)

第5 会長は、自立支援資金貸付申込書の提出があつたときは、速やかに審査し、貸付けの可否について決定するものとする。

- 2 会長は、前項の審査に当たり、貸付けの要件である「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」状態であることが自立支援資金貸付申込書や施設長等意見書から確認できない場合には、貸付希望者への聞き取りや貸付希望者宅への訪問等により確認するものとする。
- 3 会長は、貸付けをすることを決定したときは、自立支援資金貸付決定通知書(様式第4号)を、貸付けをしないことを決定したときは、自立支援資金貸付不承認決定通知書(様式第5号)を貸付希望者に送付するものとする。
- 4 自立支援資金貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「貸付対象者」という。)は、連帯保証人が連署した借用証書兼誓約書(様式第6号)に、銀行口座振替依頼書(様式第7号)並びに貸付対象者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長の指定する日までに会長に提出するものとする。

(貸付金の交付)

第6 会長は、貸付対象者から提出のあった借用証書の内容を確認の上、生活支援費及び家賃支援費にあつては当該月分をその前月の20日までに(遡って貸付けをする場合には、最初の貸付対象月分から借用証書の提出のあった月の翌月分までを速やかに)、資格取得支援費にあつては全額を速やかに貸付対象者の指定する口座に振り込むものとする。

(連帯保証人)

第7 要綱第7の連帯保証人は、独立の生計を営み、自立支援資金の返還の責めを負うことができる資力を有する者でなければならないものとする。

2 貸付対象者は、連帯保証人を立てることができない場合には、その理由を自立支援資金貸付申込書に記載するものとする。この場合において、会長は、必要に応じ、当該貸付対象者が入所していた児童養護施設等(里親等への委託児童の場合は、委託をした児童相談所長)に対し、貸付対象者が記載した理由に間違いがないか確認するものとする。

3 貸付対象者は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願(様式第8号)を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(現状報告等)

第8 貸付対象者は、毎年4月1日と10月1日の状況について、当該月の末日までに、修学・就業状況報告書(様式第9号)により報告しなければならない。

2 貸付対象者は、次の各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、当該各号に定める様式により速やかに会長に報告しなければならない。

一 大学等を卒業したとき 卒業報告書(様式第10号)(卒業証明書及び雇用通知書等の写しを添付)

二 資格を取得したとき 資格取得報告書(様式第11号)(証書の写しを添付)

三 大学等を退学し、休学し、若しくは復学したとき、若しくは退学、停学その他の処分を受けたとき、又は要綱第9に規定する就業期間の経過を待たずに就職先を離職したとき 大学等退学・離職等報告書(様式第12号)

四 貸付対象者又は連帯保証人が住所、氏名等を変更したとき 異動届(様式第13号)

五 連帯保証人が死亡し、又は心身の故障が生じたとき 異動届(様式第13号)

3 連帯保証人又は貸付対象者の法定代理人は、貸付対象者が死亡し、又は心身の故障が生じたときは、異動届(様式第13号)により会長に届け出なければならない。

4 進学者で卒業後引き続き就職しなかった者(大学院に進学した者を除く。)は、卒業した日から1年以内に就職したときは、在職証明書を添えて速やかに就職報告書(様式第14号)を、卒業した日から1年以内に就職しなかったときは、速やかに未就職報告書(様式第15号)を会長に提出しなければならない。

5 貸付対象者は、要綱第9に規定する就業期間の経過を待たずに就職先を離職し、就労支援機関等に求職登録したときは、速やかに求職登録証明書を会長に提出するものとする。

6 前項の貸付対象者は、次の求職活動を行っていることを証する書類を毎月会長に提出する

ものとする。

- 一 月1回以上の求人への応募
  - 二 原則月2回以上の次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動
    - イ 公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等
    - ロ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等
  - 三 公共職業安定所長の指示・推薦による公共職業訓練等の受講、就職支援計画に基づく求職者支援訓練の受講、公共職業安定所の指導による各種養成施設への入校及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等の受講
  - 四 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等の利用
- 7 第5項の貸付対象者は、再就職した場合には、速やかに在職証明書の写しを会長に提出するものとする。

（貸付内容の変更）

- 第9 貸付対象者は、家賃の額の変更等により自立支援資金の貸付内容の変更を申し出るときは、自立支援資金貸付変更申込書（様式第16号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 会長は、自立支援資金貸付変更申込書の提出があったときは、速やかに審査し、変更の可否について決定するものとする。
  - 3 会長は、変更をすることを決定したときは、自立支援資金貸付変更決定通知書（様式第17号）を、変更をしないことを決定したときは、自立支援資金貸付変更不承認決定通知書（様式第18号）を貸付対象者に送付するものとする。
  - 4 自立支援資金貸付変更決定通知書の交付を受けた貸付対象者は、連帯保証人が連署した借用証書兼誓約書（様式第6号）を会長の指定する日までに会長に提出するものとする。

（貸付契約の解除）

- 第10 要綱第8第2項の貸付契約の解除の申出は、自立支援資金貸付契約解除申出書（様式第19号）により行うものとする。
- 2 会長は、要綱第8の規定により契約を解除するときは、自立支援資金貸付解除通知書（様式第20号）により貸付対象者に通知するものとする。

（返還の債務の当然免除）

- 第11 要綱第9に規定する「引き続き就業を継続した」の取扱いについては、次の場合も含むものとする。
- 一 1週間の所定労働時間が20時間以上である場合。なお、1日当たりの労働時間については、特段の定めはないものとする。

二 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間(資格取得支援費にあっては2年間。以下同じ。)の期間満了を迎えること。このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。

なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、要綱第11第2項第1号の裁量猶予の対象とする。

三 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。要綱第10第1項及び第11第2項において同じ。)

2 貸付対象者又はその相続人は、要綱第9に規定する「業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき」に該当するものとして自立支援資金の返還の債務の免除を受けようとする場合は、自立支援資金返還免除申請書(様式第21号)に死亡証明書、医師の診断書、労災申請の際の関係書類等を添えて会長に提出するものとする。

3 会長は、要綱第9の規定により自立支援資金の返還の債務の免除に該当するに至ったときは、自立支援資金返還免除通知書(様式第22号)により貸付対象者に通知するものとする。

(返還)

第12 会長は、要綱第10第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、自立支援資金返還開始通知書(様式第23号)を速やかに貸付対象者及び連帯保証人に通知するものとする。

2 貸付対象者は、分納を希望する場合には、返済期間、返済金額及び返済方法(月賦又は半年賦)を記載した分納申出書(様式第24号)により会長に申し出るものとする。

3 会長は、前項の申出があったときは、原則として15年以内に全額の返還が可能になるよう返済計画を作成し、知事に対し、返還期間等協議書(様式第25号)により要綱第10第2項の協議を行うものとする。

4 会長は、知事から前項の協議の承認を受けたときは、分納決定通知書(様式第26号)により貸付対象者及び連帯保証人に通知するものとする。

5 要綱第10第1項第3号に規定する「資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当するときとする。

一 資格を取得するための課程の履修を中止したとき。

二 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三 死亡したとき。

四 その他資格を取得する見込みがなくなると認められるとき。

(返還の債務の履行猶予)

- 第13 貸付対象者は、要綱第11第1項各号のいずれかに該当する場合は、自立支援資金返還猶予届出書(様式第27号)により、会長に届けなければならない。この場合において、同項第1号又は第3号に該当する場合には、在学証明書を添付しなければならない。
- 2 貸付対象者は、要綱第11第2項各号のいずれかに該当し、返還の債務の履行猶予を希望する場合は、自立支援資金返還猶予申請書(様式第28号)に在職証明書、第8第5項及び第6項に規定する書類、罹災証明書、医師の診断書又はその他やむを得ない事由を証明できる書類を添えて、会長に申請しなければならない。
- 3 会長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、履行猶予の可否について決定するものとする。
- 4 会長は、前項の審査の結果、履行猶予をすることを決定したときは、自立支援資金返還猶予決定通知書(様式第29号)を、履行猶予をしないことを決定したときは、自立支援資金返還猶予不承認決定通知書(様式第30号)を貸付対象者に送付するものとする。
- 5 要綱第11第2項第1号に規定する「就業している」の取扱いについては、第11第1項各号に掲げるものを含むものとする。

(返還の債務の裁量免除)

- 第14 貸付対象者又はその相続人は、要綱第12第1項第1号、第3号又は第4号に該当し、返還の債務の免除を希望する場合は、自立支援資金返還免除申請書(様式第21号)に死亡証明書、障害者手帳等障害があることを証する書類の写し又は業務従事期間証明書(様式第3号)を添えて会長に申請するものとする。
- 2 会長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、返還の債務の免除の可否について決定するものとする。
- 3 会長は、前項の審査の結果、返還の債務の免除をすることを決定したときは、免除額その他必要事項を記載した自立支援資金返還免除通知書(様式第22号)を、返還の債務の免除をしないことを決定したときは、自立支援資金返還免除不承認決定通知書(様式第31号)を貸付対象者に送付するものとする。
- 4 会長は、要綱第12第1項第2号の「所在不明」の判断に当たっては、次のことに留意するものとする。
- 一 通知書等の郵便物が宛先不明で返送されてきた場合には、電話等で貸付対象者に連絡し、その所在を確認するものとする。この場合において、返送日や電話の発信日を記録するものとする。
- 二 貸付対象者が、県の児童相談所が措置した者である場合は県子ども・家庭支援課に、仙台市の児童相談所が措置した者である場合は仙台市子供未来局子供家庭支援課に速やかに連絡するものとする。
- 5 前項第2号の規定により連絡を受けた県子ども・家庭支援課又は仙台市子供未来局子供家

庭支援課は、児童相談所、施設等及び社会的養護自立支援事業者に連絡し、当該貸付対象者について有する情報を集約し、会長に当該情報を提供するものとする。

6 県子ども・家庭支援課又は仙台市子供未来局子供家庭支援課は、行方不明となった貸付対象者への対応方法について対応方針を立て、会長その他の関係機関と連携してその把握に努めるものとする。

7 会長は、要綱第12第1項第2号に該当するに至ったときは、知事に対し、返還免除協議書（様式第32号）により協議するものとする。

#### （延滞利子）

第15 要綱第13に規定する延滞利子の額は、次の方法によるものとする。

延滞元金×0.03×延滞日数／365

2 延滞利子を徴収しない金額については、要綱第13に定めるところによるが、その経費に満たない少額なものとは、1,000円未満の金額をいう。

#### （制度の周知）

第16 要綱第15第2項の制度の利用が可能な者に対する個別の印刷物等の配布に当たっては、会長からの要請を受け、県又は仙台市がそれぞれの管轄する施設等に対し、その退所者等への周知を依頼するものとする。

#### （連絡調整）

第17 会長は、要綱第16第1項の貸付計画の承認を受けるに当たっては、自立支援資金貸付計画協議書（様式第33号）に自立支援資金貸付計画書（様式第34号）を添えて協議するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成28年12月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日より改正施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和7年3月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。